

独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見  
(平成31年度・令和元年度)について

令和2年5月11日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者150名に委員を委嘱するとともに、各地域の経済団体との懇談会を開催し、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見・要望を聴取している。

平成31年度・令和元年度に寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ バイオガス、風力等の再生可能エネルギーによる発電に参入する事業者が増えている。しかし、発電に参入する事業者は、既存の大手電力会社の送電網の空き容量が足りないことを理由に、送電網への接続を拒否される例があると聞く。公正取引委員会にはこのような仕組みを変える取組に挑戦してもらいたい。【北海道】
- ・ これから広がっていくであろう携帯電話の中古市場について、公正取引委員会には、その取引の内容や事業者の事業活動を注視してほしい。また、市場がどのように形成され、取引慣行がどのように変わっていくのかを確認することも重要だと考える。【東北】
- ・ 個人や消費者の利益保護は公正取引委員会の業務とは少し距離があると思っていたが、最近では芸能人に対する芸能プロダクションからの様々な圧力に対する調査を行っていることなどから、公正取引委員会の業務が個人の保護に一步近づいたという印象を持っている。【関東】
- ・ データの独占や寡占を利用した優越的地位の濫用に対する規制を考える際には、事業者が保有するデータやアルゴリズムを誰にどこまでアクセスさせる必要があるのかというデリケートな問題を検討する必要がある。事業者のデータ等を全て公開することとしてみようと、それを悪用してランキングを操作する者が出てくることにもなりかねない。データの独占や寡

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574 (直通)
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

占との関係でどのような行為を違反としていくかについては、これから事例を積み重ねてほしい。【中部】

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者と製造業や物流業を営む事業者との業務提携は今後増えていくものと考えられる。こうした新しい分野における競争上の問題について事前相談が行われた場合には、エコノミスト等の専門家を配し、迅速な対応をお願いしたい。【中部】
- ・ 消費者の生活に身近な商品・サービスに関して独占禁止法違反があった場合には迅速に対応していただきたい。【四国】

## 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 北陸新幹線の融雪工事をめぐる談合事件について、公正取引委員会の調査や東京地検特捜部の捜査により、事業者間の受注調整の実態が明るみになった。結果として、その後の談合抑止に大きな効果があったものと考えられる。【北海道】
- ・ 公正取引委員会は、令和元年10月に初めて確約計画の認定を行ったところであるが、事案の性質も考慮すると、当該処理は適切なものであったと感じている。【関東】
- ・ スイスの研究者がAIを用いて日本の入札結果を分析したところ、談合を行っていたと思われる入札を発見できた。今後、事業者がAIを利用して談合を行っていく可能性もある。公正取引委員会でもAIを用いた分析が必要になっていくであろう。【近畿】
- ・ 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（令和元年12月公表）は非常に分かりやすかった。公正取引委員会が一般消費者にも関わりのある個人情報等の取扱いの分野に踏み込んでいることは、非常に評価できる。【九州】
- ・ 公正取引委員会の取組を受けて、小売業界の団体では、会員向けに優越的地位の濫用に係るパンフレットの作成等を通じて、問題行為が行われないうち注意喚起し続けており、優越的地位の濫用の話は聞かなくなった。下請法の書面調査も、下請取引の適正化に大いに貢献していると思う。【沖縄】

## 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 競争入札を実施してもなかなか落札者が決まらないケースでは、発注者は落札者が決まるまで入札手続を繰り返さなければならないため、結果として事業の進捗が滞るだけでなく、談合に近いことが起こる可能性もある。都会と地方とでは事情が異なること等も考慮し、公共調達の内実について、

もう一度検討してもよいのではないか。【東北】

- ・ 銀行分野においても規制緩和が推進されるべきである。例えば、潤沢な資金と優秀な人材を有する地方銀行が、自ら県産品の販売を行うなど銀行業以外の事業活動を行うことができれば、地域経済の発展に大きく貢献できるのではないか。【近畿】
- ・ 独占禁止法の適用除外を認める特例法が成立した後、地方銀行の利用者にはどのようなことが起きるのか。地方銀行の利用者にとっての選択肢の減少が与える影響等をどのようにフォローしていくのか。【東北】
- ・ 地方銀行の収益構造が悪化する中、地方銀行の経営統合に関する特例法の制定により、地方銀行の経営体力を維持していくための選択肢は増えることになると思われる。【九州】
- ・ 地方の市場に新規事業者が参入すると、必ず地域経済の活性化につながる。公正取引委員会は、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」を積極的に広報するなどして、地方公共団体の制定する条例が新規参入を過度に妨げることにならないようにしていく必要がある。【中国】

#### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 金型の取引では今も製作図面の無償提供の要請といった問題が生じている。1対1の関係で取引先から要請された場合、断ってしまうと今後の取引がなくなってしまうことを恐れてやむなく応じているケースは多いのではないか。【中部】
- ・ 地方でいかに労働力を確保するかということが深刻な問題となっている。企業の働き手としてのフリーランスの役割は非常に大きい。立場の弱いフリーランスが、仕事を受注するに当たり、発注企業との間で適切な契約を締結できているのか疑問である。対等な立場での契約の締結が促進されるよう取り組んでいただきたい。【中国】
- ・ 下請事業者に働き方改革のしわ寄せがきていると考える。親事業者が休んだ分は、下請事業者の従業員が残業することによってカバーしているといっても過言ではない。このような状態は是正されるべきではないか。【九州】

#### 5 実態調査について

- ・ 公正取引委員会は様々な実態調査をしているが、公正取引委員会の法執行が市場にどのような効果を与えているのかという法執行の事後評価をすることも必要である。【関東】
- ・ デジタル・プラットフォームに関して実態調査を実施し報告書を取りまと

めるなど、社会的に意義のある取組がなされており評価したい。デジタル・プラットフォーム関係のビジネスの変化は非常に速いと考えられるため、引き続き追跡調査を実施していくことが必要である。【中部】

- ・ クレジットカードに関する取引実態調査報告書は、クレジットカードに関するビジネスの概要や実態、また、その中における独占禁止法や競争政策上の考え方や課題が丁寧に整理されているという印象を受けた。キャッシュレス決済が普及するためには、報告書で指摘された加盟店手数料等の問題は大きいと考える。【九州】
- ・ 公正取引委員会が制服の実態調査結果を公表したことで、制服に係る競争について関心が高まっていると感じる。他方で、中学校等で使用する制服以外の物、例えば、体操服や上履きの取扱事業者は独占状態にあり、競争が働いていない。そのため価格も高止まりしているが、一般消費者は提示されるままの価格で購入せざるを得ない。こうした分野にも目を向け、事業者間の競争が働く環境整備に尽くしてほしい。【中国】

## 6 消費税転嫁対策について

- ・ 消費税率の引上げ幅が2パーセントと今回のように小さい場合には、大企業は、初めのうちは消費税転嫁対策特別措置法を意識して適切に転嫁を行うかもしれない。しかし、その後の単価交渉で消費税増税分を減額した単価を要請するような事例も出てくることが予想される。今後、そのような行為がみられた場合には、厳正に対処していただきたい。【近畿】
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている事項として買ったとき等が挙げられているが、事業者は違反であることを認識せずに違反行為を行ってしまっている可能性もあるように思う。令和元年10月に消費税率が引き上げられた結果、特措法上問題になる額も大きなものになると考えられるため、今後とも消費税転嫁対策に取り組んでいただきたい。【九州】

## 第1 北海道ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ バイオガス、風力等の再生可能エネルギーによる発電に参入する事業者が増えている。しかし、発電に参入する事業者は、既存の大手電力会社の送電網の空き容量が足りないことを理由に、送電網への接続を拒否される例があると聞く。公正取引委員会にはこのような仕組みを変える取組に挑戦してもらいたい。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 北陸新幹線の融雪工事をめぐる談合事件について、公正取引委員会の調査及び東京地検特捜部の捜査により、事業者間の受注調整の実態が明るみになった。結果として、その後の談合抑止に大きな効果があったものと考えられる。

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ コンビニエンスストアは、遠くのスーパーに行けない地方都市の高齢者にとって重要であり、一定の公共性のある存在となっているため、24時間営業により店が閉まらない状態は好ましいと考える。
- ・ 農業に興味を持つ若者はいるものの、農業分野に新規参入できない構造・規制が存在するため、新規参入が促されるような施策を行ってほしい。

### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 大企業が働き方改革を行った結果、極端に短い納期や工期等の設定が行われるなどの形で、人手不足に苦しむ中小企業が負担を強いられることがないかをしっかり監視してほしい。

### 5 実態調査について

- ・ 令和元年10月に公表されたデジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査報告書の内容を考慮し、大手デジタル・プラットフォーム事業者が、出品者等に対する一方的な取引条件の変更を防ぐため、利用規約に取引条件変更に関する一定の制約を設けること、利用者保護に関する条項を設ける等の措置を採ることを期待したい。
- ・ 公正取引委員会の実態調査で重要なのは、調査を通じて違反行為を摘発することではなく、実態を把握することである。どのような行為が独占禁

止法に違反し得るのかについて広く認識してもらうために、実態調査は非常に大事であると思われる。

## 6 その他

- ・ 農家に対する農協の行為が独占禁止法上問題となり得る場合であっても、農協の行為に問題があるということに農家自身が気付いていない、あるいは、農業を行っていく上で農協が欠かせない存在となっているために、農協の行為を公正取引委員会に情報提供できないといった事情がある可能性がある。こういった分野でも情報収集を行ってほしい。

## 第2 東北ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 2030年までに国連で定めた持続可能な開発目標（SDGs）を達成することが政府目標となっているが、日本では、SDGsに対する国民の認識度や進行率が低い。公正取引委員会は経済発展の障害となるものを是正する組織なので、SDGsにより関心を持ってもらいたい。
- ・ これから広がっていくであろう携帯電話の中古市場について、公正取引委員会には、その取引の内容や事業者の事業活動を注視してほしい。また、市場がどのように形成され、取引慣行がどのように変わっていくのかを確認することも重要だと考える。
- ・ 一部のコンビニエンスストアでは、人手不足によって24時間営業の継続が難しくなっているほか、いわゆる見切り商品への対応といった問題を抱えている。しかしながら、コンビニエンスストアは、地域において準インフラといっても過言ではない存在であり、公正取引委員会には、コンビニエンスストア事業が持続可能なものとなるように取り組んでいただきたい。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 平成29年度から下請法について書面調査の件数を増やし、下請法の講習会が重点的に行われ始めたという印象を持っている。こういった活動は下請法違反行為の抑止に効果があったように思う。

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 競争入札を実施してもなかなか落札者が決まらないケースでは、発注者は落札者が決まるまで入札手続を繰り返さなければならないため、結果として事業の進捗が滞るだけでなく、談合に近いことが起こる可能性もある。都会と地方とでは事情が異なること等も考慮し、公共調達の内訳について、もう一度検討してもよいのではないか。
- ・ 独占禁止法の適用除外を認める特例法が成立した後、地方銀行の利用者にはどのようなことが起きるのか。地方銀行の利用者にとっての選択肢の減少が与える影響等をどのようにフォローしていくのか。

### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 親事業者の行為は下請法上問題ではないかという声を下請事業者側から上げることは難しいため、下請法に違反しないようにするために留意

すべき点について、親事業者側の理解・認識を深めていくことによって下請法違反行為を減らしていくことが望ましい。公正取引委員会には、その点に重点を置いた広報活動を継続して行ってほしい。

- ・ 中小企業は、商工会議所の経営指導員や税理士に対して経営相談を行うことが多い。これら経営指導員や税理士に対して、独占禁止法や下請法、消費税転嫁対策特別措置法等の基礎的な知識に関する情報提供や研修をお願いしたい。

## 5 実態調査について

- ・ 「データと競争政策に関する検討会報告書」、「人材と競争政策に関する検討会報告書」等が世の中に与えた影響は大きく、独占禁止法違反行為の未然防止にもつながっていると思う。これからも新たな分野の調査報告を行ってほしい。

## 6 消費税転嫁対策について

- ・ 消費税の適正な転嫁に向けた取組事例や具体的な違反事例等について、マスメディア等を活用した周知をもっと行ってほしい。また、消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談の受入体制をもっと整備してほしい。
- ・ 消費税転嫁拒否行為等の被害の対象となるのは、大企業と消費者の間に挟まれている中小企業や小規模零細企業が多い。中小企業、小規模零細企業にとって公正取引委員会は心強い味方であり、引き続き、消費税の価格転嫁拒否行為等の取締りをお願いしたい。

## 7 その他

- ・ 中高生向け独占禁止法教室のような広報活動は非常に良いことである。消費者でありこれからのビジネスの担い手になる若い世代に独占禁止政策教育を行い、基礎知識を身に付けさせることは重要である。



### 第3 関東甲信越ブロック

#### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、AIやキャッシュレス決済が普及するなど、今まで経験してこなかった新しい事象にも対応できるような制度・体制が必要である。また、新しい事象にも適切に対応しているということをウェブサイトなどでアピールすることも大切である。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者を使って販売活動を行った場合に、顧客情報を当該プラットフォーム事業者のみが取得し、実際に販売を行った小売店には共有されない事例がみられる。顧客情報は、ビジネス上、非常に重要な要素であるため、小売店に顧客情報が共有されない状況は適切ではないように思われる。
- ・ 優越的地位の濫用事件において、公正取引委員会が何をもって優越的地位と認定しているのかははっきりしないとの批判もある。今後、大手デジタル・プラットフォーム事業者に対して優越的地位の濫用規制の適用を検討する機会も増えると思われるので、しっかりと議論してもらいたい。
- ・ 個人や消費者の利益保護は公正取引委員会の業務とは少し距離があると思っていたが、最近では芸能人に対する芸能プロダクションからの様々な圧力に対する調査を行っていることなどから、公正取引委員会の業務が個人の保護に一步近づいたという印象を持っている。

#### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 公正取引委員会は、令和元年10月に初めて確約計画の認定を行ったところであるが、事案の性質も考慮すると、当該処理は適切なものであったと感じている。
- ・ 今後IT技術が更に進化するにつれ、いわゆるデジタルカルテルなど、違反行為の証拠が残りにくいものが出てくると思う。公正取引委員会がこのようなタイプの行為に対する調査・立証について考え方を明らかにすることで、抑止力が生じるのではないか。

#### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地域の経済を振興するための一つの方策として、第三セクター等と民間企業との協業が挙げられる。どのような方法であれば独占禁止法に抵触せずに協業できるのかという点について考え方を示していただきたい。
- ・ 地方において特定の企業が市場を独占することとなれば、経営の規律が緩みかねず、仮に経営に問題があれば、利用者・消費者に対して損害を与

えることになる。今後、地方における事業者が減少し、独占状態となるケースが増えることを想定し、行政当局が財務状況についてチェックを行うなど、経営への規律付けを担保する策を講じる必要があるのではないか。

#### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 下請法や消費税転嫁対策特別措置法の違反行為をなくしていくためには、違反行為を行った事業者に対して厳しい措置を採るべきである。例えば、違反行為の内容や今後違反行為を行わないための再発防止策等を違反事業者に公表させること等を勧告の内容に含めることは、違反行為の抑止のために効果的ではないか。
- ・ 親事業者と下請事業者の両者に対する書面調査が実施されているが、違反行為の発見につながるのみならず、親事業者にとっては何が下請法に違反する行為なのかを認識する契機にもなるため、違反行為の抑止にも効果があると思われる。
- ・ 働き方改革の影響で人件費の単価が上がっているが、資材の値上がりとは異なり、人件費の上昇に伴う料金の引上げは、取引先にはなかなか受け入れてもらえないという実態がある。
- ・ 優越的地位の濫用規制が個人事業主やフリーランスに積極的に適用されることは、実力のある個人事業主等が自由に事業を行い、社会を活性化していくためには重要なことである。

#### 5 実態調査について

- ・ 公正取引委員会は様々な実態調査をしているが、公正取引委員会の法執行が市場にどのような効果を与えているのかという法執行の事後評価をすることも必要である。
- ・ 公正取引委員会はせっかく良い内容の調査を行っているのに、その結果が国民に十分には知られていないように思う。実態調査の結果の公表の仕方については、一層の工夫が必要だと考えられる。

#### 6 その他

- ・ Facebookでの情報配信は、公正取引委員会のタイムリーな取組が定期的に送られてきてとてもよい。我々にとって身近な、またこれだけは知ってほしいという情報をセレクトして配信してくれるとなおよいと思う。また、もう少し分かりやすい言葉で書いてもらえるとありがたい。
- ・ 検索された商品等に関する情報をプラットフォームの検索画面の上位

に表示させることを専門的に請け負う業者がいる。デジタル・プラットフォーム事業者がどのようなデータ処理によって画面表示の順番を決めているのか透明性に欠けるところもある。商品等の情報が適正・公平に表示されるようになっているのか疑問である。

- ・ 昨今、消費者は商品・サービスを購入する際、価格を選択の中心に据える傾向にある。価格競争が行き過ぎることによって、質の高い商品・サービスを提供する事業者が市場から退出せざるを得なくなるおそれもあるが、問題ではないか。

## 第4 中部ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ データの独占や寡占を利用した優越的地位の濫用に対する規制を考える際には、事業者が保有するデータやアルゴリズムを誰にどこまでアクセスさせる必要があるのかというデリケートな問題を検討する必要がある。事業者のデータ等を全て公開することとしてしまうと、それを悪用してランキングを操作する者が出てくることにもなりかねない。データの独占や寡占との関係でどのような行為を違反としていくかについては、これから事例を積み重ねていく必要がある。
- ・ プラットフォームビジネスと独占禁止法の問題を考えるに当たっては、デジタル・プラットフォーム事業者が大量のデータを収集しているということに加え、同事業者が収集時の目的を超えて収集したデータを利用していないかという切り口も重要である。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者と製造業や物流業を営む事業者との業務提携は今後増えていくものと考えられる。こうした新しい分野における競争上の問題について事前相談が行われた場合には、エコノミスト等の専門家を配し、迅速な対応をお願いしたい。
- ・ ある企業がメーカー間の販売価格を一斉に値上げするシステムを開発したといった事例を耳にしたことがある。このような行為はカルテルの仲介行為に該当し得るものであるため、厳しく監視していただきたい。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 大手デジタル・プラットフォーム事業者は、世界規模で事業を行っているため、日本だけでなく世界の競争当局と連携して取締りを行う必要がある。
- ・ 独占禁止法に基づいて賦課される課徴金の金額は、欧米の競争法下で課される制裁金の金額と比べると、依然として低額である。市場支配的な地位にあるプラットフォーム事業者に対しては、より厳しい規制が必要ではないか。

### 3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 金型の取引では今も製作図面の無償提供の要請といった問題が生じている。1対1の関係で取引先から要請された場合、断ってしまうと今後の取引がなくなってしまうことを恐れてやむなく応じているケースは多いのではないか。

- ・ デジタル・プラットフォーム上で販売した商品の売上げが売上全体に占める割合が大きい場合には、当該プラットフォームを運営する事業者の要求を断ることは難しい。

#### 4 実態調査について

- ・ デジタル・プラットフォームに関して実態調査を実施し報告書を取りまとめるなど、社会的に意義のある取組がなされており評価したい。デジタル・プラットフォーム関係のビジネスの変化は非常に速いと考えられるため、引き続き追跡調査を実施していくことが必要である。
- ・ クレジットカードに関する実態調査報告書では、ビジネスのスキームの内容や特徴が整理され、どのような点に競争政策上の問題があるのかが分析されており、興味深く感じた。このような調査結果を広報することで、相対的に弱い地位にある事業者もより深く問題点を理解することができ、独占禁止法に基づいて自らの利益を不当に侵害されないように主張できるようになるのではないか。
- ・ 公正取引委員会が消費者向けeコマース等様々な分野に関する調査を行っているともメディアを通じて知られていくことは重要である。調査結果が消費者にも広く知られることとなれば、企業も、当該調査結果を考慮し、独占禁止法・競争政策上問題となり得る行為を行わないように取り組むインセンティブを持つようになる。
- ・ 公表された液化天然ガス（LNG）の取引実態に関する調査報告書では、調達コストの低減等に直接的に影響を与えるような内容が含まれており、LNG契約の内容を公正なものに改善するための強い追い風になった。

#### 5 消費税転嫁対策について

- ・ 下請法や消費税転嫁対策特別措置法に違反する一步手前の違反につながる傾向が見えた段階で、公正取引委員会と事業者が話し合っ問題解消するための解決策を見付けていくような枠組みができた方が、より違反が減るのではないか。

#### 6 その他

- ・ 地方では、一般のスーパーやガソリンスタンドが公的な役割を果たしている。今後、人口減少が見込まれる中、そうした企業が従来のサービスを継続していくために合併するという動きは不可避であろう。企業結合審査の際の市場画定を柔軟に行うなどの対応をお願いしたい。

## 第5 近畿ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会がデジタル・プラットフォーム事業者のデータ収集行為を優越的地位の濫用として規制しようとしている姿勢は評価できる。しかし、厳し過ぎる規制は、デジタル・プラットフォーム事業者の経済活動を萎縮させたり、イノベーションを阻害したりする可能性があるため、バランス感を持って適度な規制を行ってほしい。
- ・ 大手デジタル・プラットフォーム事業者の事業活動が他の企業、特に中小企業に悪影響を及ぼすことがないように、公正取引委員会の対応に期待している。
- ・ ほとんどの民間企業は独占禁止法に関する問題意識を持たないまま入札や見積りを行っているものと考えられる。そのため、発注者としての民間企業に対する独占禁止法のコンプライアンス研修や広報活動を行っていく必要があると思う。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ スイスの研究者がAIを用いて日本の入札結果を分析したところ、談合を行っていたと思われる入札を発見できた。今後、事業者がAIを利用して談合を行っていく可能性もある。公正取引委員会でもAIを用いた分析が必要になっていくであろう。
- ・ AI技術や支払の電子化の進展等に伴い、企業が個人の行動や購買等のデータを取得・蓄積することが可能となっているが、消費者はそれらデータが企業においてどのように利用されるのかを知ることができないケースがみられる。こうした情報の利用の在り方について一定の規制が必要ではないか。

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 銀行分野においても規制緩和が推進されるべきである。もし、潤沢な資金と優秀な人材を有する地方銀行が、例えば自ら県産品等の販売を行うなど銀行業以外の事業活動を行うことができれば、地域経済の発展に大きく貢献できるのではないかと思う。

### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 優越的地位の濫用行為や下請法違反行為がなくならないのは、違反行為がもたらすコンプライアンス上のリスクを事業者が十分に認識していな

いためだと思う。

- ・ コンビニエンスストアの24時間営業の見直しに関連して、公正取引委員会には、例えば、営業コアタイムの設定をするなど、地域の実情に応じた弾力的な営業時間の設定を行うことが可能となるよう、本部と加盟店の関係を指導していただきたい。
- ・ 人手不足の問題は、放置しておくとそのしわ寄せが下請企業に行くかもしれない。働き方改革を推進する大企業から、十分に時間が与えられない中で納期を守るように要求されるなど、無理な発注も生じると思う。

## 5 実態調査について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に係る実態調査やクレジットカードに係る実態調査等が印象に残っている。今後とも、国民生活に関わりがある市場に調査を行っていただきたい。
- ・ 世間の注目が大きかったのはフリーランスの問題である。芸能分野の問題のみならず、シェアリングサービスでもこの問題は重要になってくると思うし、例えば、大学の教員もフリーランスとして扱われるようになる可能性があると思う。フリーランスについて実態調査を行い、課題を解消するような取組を行ってほしい。

## 6 消費税転嫁対策について

- ・ 消費税率の引上げ幅が2パーセントと今回のように小さい場合には、大企業は、初めのうちは消費税転嫁対策特別措置法を意識して適切に転嫁を行うかもしれない。しかし、その後の単価交渉で消費税増税分を減額した単価を要請するような事例も出てくるのが予想される。今後、そのような行為がみられた場合には、厳正に対処していただきたい。

## 第6 中国ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 農業分野は障壁が高く参入しづらいという声も聞く。公正取引委員会には、農業分野の競争を活発化させるような政策を実施し、意欲のある者が自由に参入でき、農業の発展に関わっていけるような社会の実現に努めてほしい。
- ・ 公正取引委員会は農協について様々な取組を行っているが、漁協についても問題がないか目を向けてほしい。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 下請法や消費税転嫁対策特別措置法に関する中小事業者からの苦情の声は減ってきていると感じる。公正取引委員会の取組が一定の成果をもたらしたと思う。

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地方の市場に新規事業者が参入すると、必ず地域経済の活性化につながる。公正取引委員会は、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」を積極的に広報するなどして、地方公共団体の制定する条例が新規参入を過度に妨げることにならないようにしていく必要がある。
- ・ 公共工事の入札予定価格や積算内容が事前に公表されている場合、入札参加者はあらかじめ自治体が公表している積算単価が組み込まれた市販の積算ソフトを用いて入札価格を算出して入札価格を決定している。その結果、入札参加者のほとんどが最低制限価格で入札することとなり、最終的には抽選で落札業者を決定する案件が多発している。発注方法や入札情報の開示方法に競争性の確保の課題があると感じている。

### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 下請法や消費税転嫁対策特別措置法の書面調査のような定期的で広範な調査は、取引先に不当な行為を行っている公正取引委員会に報告されるかもしれないということを事業者に直接的に意識させる方法であり、抑止効果が高いと思う。
- ・ 地方でいかに労働力を確保するかということが深刻な問題となっている。企業の働き手としてのフリーランスの役割は非常に大きいですが、立場の弱いフリーランスが、仕事を受注するに当たり、発注企業との間で適切な



契約を締結できているのか疑問である。対等な立場での契約の締結が促進されるよう取り組んでいただきたい。

## 5 実態調査について

- ・ 公正取引委員会が制服の実態調査結果を公表したことで、制服に係る競争について関心が高まっていると感じる。他方で、中学校等で使用する制服以外の物、例えば、体操服や上履きの取扱事業者は独占状態にあり、競争が働いていない。そのため価格も高止まりしているが、一般消費者は提示されるままの価格で購入せざるを得ない。こうした分野にも目を向け、事業者間の競争が働く環境整備に尽くしてほしい。

## 6 消費税転嫁対策について

- ・ 書面による悉皆調査の意義は非常に大きい。被害者側にとっていつでも当局に対し申告ができるという状況それ自体が、消費税転嫁対策特別措置法違反行為に対する大きな抑止力になっていると感じる。多くの予算がかけられていることと思うが、実施する価値のある取組である。

## 7 その他

- ・ 携帯電話の利用料金の大幅な割引率が喧伝されているが、実際に最大の割引率を得るためには、例えば、家族単位で契約するなどの条件をクリアしなければならないことがあるなど、割引を受けるための条件の透明性が低い。
- ・ 変化の速い市場環境の中で中小企業が生き残っていくためには、単なる価格勝負で競争に挑むのではなく、大手企業にはできない少量多品種で付加価値の高い商品又はサービスを提供するなど、新たな発想と戦略に基づいて事業を行っていくしかない。

## 第7 四国ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 最近、公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーム事業者の行為や働き方改革に関連する問題など多くの分野で、主として優越的地位の濫用規制の適用を検討しているが、独占禁止法の他の条項を適用することが可能な事例もあると考えられる。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者が利用者から入手した個人情報について目的外利用を行っているような場合には、独占禁止法上問題があれば対応してもらいたい。
- ・ 電子書籍は、紙の書籍と異なり、用紙、印刷、輸送などのコストが発生しないことから、値下げの余地が大きいようにも思われるが、現状、キャンペーン期間を除くと、紙の書籍との価格差がほとんどみられない。電子書籍の値下げを阻害する要因等を明らかにするために、電子書籍市場の実態調査を実施してもらいたい。
- ・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（IR推進法）が制定されたが、このような分野でノウハウを持っている事業者は限られていると思われる。今後、カジノ市場で競争が適正に働いているかをしっかり監視してほしい。
- ・ 消費者の生活に身近な商品・サービスに関して独占禁止法違反があった場合には迅速に対応していただきたい。

### 2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 農産物等をオンラインモール上で販売する事業者の増加は、人口減少や過疎化に直面する地域を盛り上げることにつながっていると思われる。一方で、このような事業活動を行う事業者は、規模が小さいことも多い。デジタル・プラットフォーム事業者の取引実態を調査する中で零細事業者にも被害が及ぶケースがあれば、積極的に調査・監視を行っていただきたい。

### 3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 世界で事業を展開するようなグローバルな大手企業の動向ばかりが目されるが、実際には、多くの中小企業が大手企業の事業を支えている。公正取引委員会には、中小企業の視点に立って、大手企業が中小企業に対して不当な要請を行っていないか監視していただきたい。
- ・ 働き方改革に伴う従業員の労働環境等の問題には労働基準監督署が対

応することになると思うが、公正取引委員会による下請法の調査で労働関係の問題を発見したような場合、また逆に、労働基準監督署による調査で下請法の問題を発見したような場合には、お互いに情報交換を密にするなど、積極的に連携していただきたい。

#### 4 実態調査について

- ・ 平成29年11月に公表された公立中学校における学生服の取引実態調査報告書では、特定の衣料品店でしか販売されていない場合には販売価格が高止まりしているといった実態が明らかにされ、有益であった。他方で、その後も、学生服の販売市場では相変わらず価格競争が働いていないと感じている。長年業界で行われてきた商慣習は、一度実態調査を行っただけではなかなか改善されないので、継続的にフォローアップ調査を実施するなどして、問題点を公表し続けていくべきではないか。

#### 5 消費税転嫁対策について

- ・ 消費税転嫁対策に関するパンフレットが複数作成されているが、これに加えて、詳細な違反事例を示したパンフレットも作成して広報活動を行っていただきたい。

#### 6 その他

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者が雇用しているような専門人材と対等に渡り合うためには、規制する側の官庁でも、同様に専門的な知識を有し問題点等を正しく分析できるような専門人材を確保することが必要である。
- ・ 幼児教育及び保育の無償化に伴い、幼稚園等の業界における競争が激しくなるのではないかと懸念している。例えば、新しい設備を整備し、各種サービスの充実している幼稚園等には園児が多く集まる一方で、中小の幼稚園等は資金の面から老朽化した設備を維持せざるを得ず、人手不足からサービスの面でも劣る幼稚園等には園児がほとんど集まらず淘汰されざるを得ないのではないかとと思われる。

## 第8 九州ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、国際的な基準に沿って、デジタル・プラットフォームの分野に積極的に踏み込んでいる。この点は非常に評価できる。また、当該分野について、法執行の側面からだけではなく、他省庁と連携し、データを基盤とする競争を競争政策の中にどのように位置付けるのかについて、政策官庁の側面からも踏み込んでほしい。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 海外では競争法違反行為を行った事業者に対して大規模な制裁金を課す例がみられる。それと比較すると、日本では課徴金の額が小さすぎるのではないか。
- ・ コンビニエンスストアの24時間営業に関する問題について公正取引委員会が対応の検討を行ったことは、コンビニエンスストアのビジネスモデルが見直される契機となっており、時宜を得た対応だったと思う。
- ・ 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（令和元年12月公表）は非常に分かりやすかった。公正取引委員会が一般消費者にも関わりのある個人情報等の取扱いの分野に踏み込んでいることは、非常に評価できる。

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ システムの調達に関連して、国や地方公共団体の発注は規模が大きく、地域の小規模事業者が受注することは困難である。入札の仕様等を工夫したり、複数に分割して発注したりするなどして小規模の事業者であっても受注しやすい環境を作ることも可能ではないか。
- ・ 地方銀行の収益構造が悪化する中、地方銀行の経営統合に関する特例法の制定により、地方銀行の経営体力を維持していくための選択肢は増えることになると思われる。

### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 下請事業者に働き方改革のしわ寄せがきていると考える。親事業者が休んだ分は、下請事業者の従業員が残業することによってカバーしているといっても過言ではない。このような状態は是正されるべきではないか。
- ・ フリーランスとして働いている人は、優越的地位の濫用や下請法の違反

行為の対象となっているにもかかわらず、それが違反であると認識できないことがあり得る。そのため、フリーランスに対する独占禁止法等の周知を行う必要があるだろう。

## 5 実態調査について

- ・ 公正取引委員会は、クレジットカードの実態調査など大変参考となる実態調査を行っているが、実態調査の報告書を公表しただけで終わっているように思う。報告書の結果を法執行に活かしたり、広報活動の中でアピールしたりするなどしてはどうか。
- ・ クレジットカードの実態調査報告書は、クレジットカードに関するビジネスの概要や実態、クレジットカード取引に関する独占禁止法や競争政策上の考え方や課題が丁寧に整理されているという印象を受けた。キャッシュレス化の取組を進めていくことは、金融機関にとっては事業拡大の契機となるだけでなく、外国人旅行客に対して公的サービスの提供の意味もあると考えられるため、報告書で指摘された加盟店手数料等の問題は大きいと考える。

## 6 消費税転嫁対策について

- ・ フリーランス等には消費税の免税事業者が多いと思うが、消費税の免税事業者であっても消費税の転嫁を拒否してはいけないことが十分に周知されているのか、疑問である。
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている事項として買ったとき等が挙げられているが、事業者は違反であることを認識せずに違反行為を行ってしまっている可能性もあるように思う。令和元年10月に消費税率が引き上げられた結果、特措法上問題になる額も大きなものになると考えられるため、今後とも消費税転嫁対策に取り組んでいただきたい。

## 7 その他

- ・ YouTubeの公正取引委員会チャンネルを見たが、下請法など動画による広報は冊子を読むよりも理解しやすいので良いと思う。
- ・ AIやプラットフォームに関するビジネスは主に知的財産で成り立っている。大手デジタル・プラットフォーム事業者は、コストを費やして研究開発を実施し、知的財産を取得してきたからこそ有力な地位を築けたものと考えられる。大手デジタル・プラットフォーム事業者が現在有している影響力には無視できないものがあるが、他方で、これまでにリスクを冒して多大なコストを掛けて知的財産を開発したという点を軽視すること

も適切でないのではないか。

- ・ 今後、キャッシュレス決済のアプリ等を運営している事業者が顧客獲得のために独自でポイント還元を行うなどすることで事業者間の競争が激化することが予想される。そのしわ寄せがキャッシュレス決済を導入した中小事業者にいくことが懸念される。

## 第9 沖縄ブロック

### 1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ キャッシュレス決済の分野における競争はますます激しくなっていくと考えられる。公正取引委員会には、キャッシュレス決済の手数料等に関するカルテル等が行われていないかどうか、しっかり監視をしてもらいたい。
- ・ 令和2年度の機構定員要求の結果、デジタル市場企画調査室とデジタル・プラットフォーム担当の上席審査専門官が新設されるとのことであるが、実情に即したタイムリーな取組であり、今後の活躍が期待される。ただし、IT分野の技術の進展スピードは非常に速いため、それらの組織が十分に機能するよう、IT技術に十分な知見・経験を有する外部人材を採用するなどしてはどうか。

### 2 公正取引委員会の施策の効果について

- ・ 公正取引委員会の取組を受けて、小売業界の団体では、会員向けに優越的地位の濫用に係るパンフレットの作成等を通じて、問題行為が行われないよう注意喚起し続けており、優越的地位の濫用の話は聞かなくなった。下請法の書面調査も、下請取引の適正化に大いに貢献していると思う。

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 離島における市場は寡占になりやすい傾向がある。価格のつり上げや消費者の利便性を損なうような事業者間の取決めが行われることがないよう注視してほしい。

### 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ テレビ業界は事業者同士の個別の関係性で成り立っているところがあり、契約書が作成されていないケースもある。

### 5 実態調査について

- ・ 実態調査は、それ自体が効果的な啓発手段である。令和元年10月に報告書が公表されたデジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査も、その調査自体がデジタル・プラットフォームの利用事業者に対する効果的な啓発手段となり、デジタル・プラットフォーム事業者に対する問題行為の抑止効果を生み出すものとなっていると思われる。

## 6 その他

- ・ 消費税率引上げに伴うレジの改修作業を数社に依頼したら、かなり高額  
の請求を出してきたところがあった。便乗値上げをしようとしている業  
者があるのではないか。